

平成28年上里町教育委員会第5回定例会会議録

上里町教育委員会

平成28年第5回上里町教育委員会定例会 議事日程

日 時 平成28年5月25日(水)午後1時30分
場 所 上里町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 議 事

- (1) 議案第17号 平成28年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
- (2) 議案第18号 上里町立小中学校教職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領及び対応要領に係る留意事項について

4 教育長報告

5 その他の事項

次回の教育委員会日程について

日 時 平成 年 月 日 () 時 分
場 所

6 閉 会

【 休 憩 】

○ 教育委員会報告・連絡会議

平成 28 年第 5 回上里町教育委員会会議録

招集月日	平成 28 年 5 月 25 日 (水)		招集場所	上里町役場教育委員会室	
会議日程	開 会	午後 1 時 45 分	閉 会	午後 2 時 43 分	
招集者及び宣告者	委員長 安藤寛和		議 長	委員長 安藤寛和	
委員出席状況	教 育 委 員		説 明 の た め に 出 席 し た 職 員	学校教育課長	○ 高橋 淳
	委員長	○ 安藤寛和		学校教育指導室長	○ 福島 彰
	委員長職務代理者	○ 川浦計男		学校教育課長補佐	○ 間々田由美
	委員	○ 保坂真哉		学校教育指導主事	○ 小久保幹則
	委員	○ 清昌道		学校教育指導主事	○ 新津 善彦
	教育長	○ 下山 彰夫		生涯学習課長	× 金井 孝
	※出席者○印・欠席者×印			郷土資料館長	○ 丸山 修
		生涯学習課係長	○ 関口博之		
会議進行状況	1. 開会	委員長	＜ 開 会 ＞		
	2. 前回会議録の承認		前回の会議録の承認についてお諮りいたします。		
		委員長	各委員さんにおかれましてはご覧いただけたいと思いますが、何かお気づきの点等ございますか。		
		委員	＜ 承 認 ＞		
		委員長	前回の会議録は承認されました。それでは、議事に入ります。		
			議案第 17 号平成 28 年度要保護及び準要保護児童・生徒認定について事務局から説明お願いいたします。		
		学校教育課長補佐	議案第 17 号平成 28 年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定についてご説明申し上げます。提案理由でございますが、要保護及び準要保護児童・生徒を認定し、学校運営の円滑化を図るため本案を提出するものであります。概要及び内容についてご説明申し上げます。初めに概要でございますが、平成 28 年 4 月 15 日から 5 月 14 日までに申請のあった申請者について上里町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要項第 5 条に基づき認定を行ったものであります。続きまして内容でございます。認定区分が要保護の新規 1 件 1 名と準要保護の新規 3 件 3 名であります。		
			＜ 資料に基づき詳細を説明 ＞		
		委員長	ありがとうございました。只今ご説明いただきました件について、何か質問ございますか。		

会 議 進 行 状 況		< 質疑応答 >
	委員長	他に質問等ありませんか。では、承認という事でよろしいですか。
		< 承認 >
		承認されましたのでよろしくお願いします。
	委員長	続きまして、議案第18号上里町立小中学校教職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要綱及び対応要領に関わる留意事項についてを議題といたします。
		事務局から説明をお願いします。
	学校教育課長補佐	議案第18号上里町立小中学校教職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に関わる留意事項についてご説明申し上げます。提案理由でございますが、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、平成25年法律第65号が平成25年6月26日に公布され、一部を除き平成28年4月1日から施行されたことに伴い、上里町立小中学校において、障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進する為、本案を提出するものでございます。
		概要及び内容についてご説明申し上げます。
		初めに概要でございますが、障害者差別解消法ではすべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的としております。そこで、上里町立小中学校教職員が適切に対応する為に必要な要領並びに適切に運用する為の留意事項を定めたものでございます。
		続きまして内容でございます。まず対応要領でございます。第1条では目的を定めております。第2条では不当な差別的取り扱いの禁止をする旨を定めております。第3条では正当すべき合理的配慮を定めております。第4条では、所属長・校長が果たすべき責務を定めております。第5条では教職員が障害を理由とする差別を行った場合の処分等を定めるものでございます。第6条では、障害者差別解消に係る相談体制を定めたものとなっております。第7条では、教育委員会が実施すべき研修及び啓発を定めております。附則では、施行期日を定めており、平成28年6月1日から施行するものとしております。

会 議		<p>続いて、別記となります対応要領に係る留意事項でございます。まず第1では、不当な差別的取扱いの基本的な考え方を記載してございます。第2では正当な理由の判断の視点を定めてございます。第3では不当な差別的取扱いの具体例を記載してございます。第4では合理的配慮の基本的な考え方を定めてございます。第5では過重な負担の基本的な考え方を定めております。最後、第6になります、合理的配慮の具体例を物理的環境への配慮・意思疎通の配慮・ルール慣行の柔軟な変更に分類分けし、記載しております。</p> <p>以上、上里町立小中学校教職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領及び対応要領に係る留意事項についての提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。</p>	
	委員長	各委員この議事について、初めて目にするものでありまして、具体的にはまだ把握しきれていないのかなと。	
	教育長	この件の基となるものについて補足の説明をお願いします。	
	行	学校教育課長補佐	<p>障害者差別解消法に基づき、まず国が対応要領とそれに関わる留意事項を定めました。これが障害者差別解消法第10条に謳われており、地方公共団体については対応要領を作成しなければならないと定められていることに基づき、作成されているものでございます。国が作ったものに基づき、埼玉県でも作成され、埼玉県においては県教育委員会についてはすでに4月1日を施行日として作成が済んでいる状況であります。上里町においても、上里町における職員・教育委員会も含め議会事務局その他付属機関についても対応要領並びに留意事項が6月1日施行ということで5月に定められたところでございます。上里町の公立小中学校における教職員は</p>
			県費教職員になりますので、本来ならば埼玉県教育委員会が定めた対応要領及び留意事項に準ずればよいのですが、そちらについては各教育委員会で対応してくださいとの通知がございまして、それに基づき町の作成と併せ6月1日に公立の小中学校教職員についても対応要領と留意事項を作成したところでございます。この内容については、差別的取り扱いを障害者が受けたと感じた場合その時にどこにその方が申し出をしたら良いのか、その時学校がどうい
	状 況		

会 議 進 行 状 況		対応をしたら良いのか、というものを定めたものが対応要領になります。どういったものが該当するのかを定めたものが留意事項という所でございます。公共団体においては、差別的な取り扱いは絶対してはいけないというように定められなければいけないという事と、合理的配慮の提供、例えば車いす利用者への援助等を自然にできるような合理的配慮の提供は公共団体においては法的義務として障害者差別解消法では定めているため、その部分を対応要領に記載したところでございます。障害を理由とする差別というのはどんなものがあるかっていう所が、不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供というものが該当するということに言われております。不当な差別的取扱いというのが第2条にあるように障害を理由として正当な理由もなくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件付けたりといったものとしております。これが要領になっていくと、要領の第3ですが、障害を理由に、窓口対応を拒否したりとか、順番を後回しにしたりとか、資料は取りに来なければ渡せない等の対応例があるものが留意事項の第3になります。合理的配慮の不提供とは、障害のある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合には負担になりすぎない範囲でその障害を取り除くための必要な配慮を行うことをしないということが合理的配慮の不提供としております。求められたからといって何でもするわけではなく、現状で可能なこととしている。留意事項の第5の過重な負担の基本的考え方ということで、何でも言われたからやらなきゃいけないということではないこととしているのでみんなで対応できるようにしている。町においては総務課と町民福祉課で対応していくことになりました。今回提案させて頂きました事につきましては、町で作成したものに準じて教職員に対応できるように直してありますので、障害者団体においてもこの内容については了解を得ているところでございますので今回提案という事とさせていただきます。
	委員長	国の法整備に伴い、県・町が要領を定めたものですね。
	清委員	町独自の定め等はあるのですか。
	学校教育課長補佐	まず対応要領においては、国のものに乗っ取って作成しなさいとありますので、この部分については国と県と町とほぼ変わりありません。

会 議 進 行 状 況		ん。対象となるものが、公立小中学校の教職員であるということが違う点になります。また、留意事項の中に加えた項目はございます。
	清委員	車イス利用者が横断歩道横断時に親切心で車いすを押してあげたが、本人の承諾を得ないままに行うのはいかがなものかっていう形になるんですね。やはり一声かけて本人が納得の上でお手伝いすると。よく言われるように、「小さな親切大きなお世話」といようなところもでてくるのではないかなと思います。対応要領と留意事項ですが当たり前のことを当たり前にやっていければよろしいかなと思います。また勉強させて頂ければと思います。
	委員長	事務局から説明・具体例等がありましたが、ご説明のとおり進めていくという事でよろしいでしょうか。
	教育長	教育委員会で同意が得られれば、これに基づいて各学校で対応していただくこととなります。
	委員長	そのような段取りになりますので、ご協力お願いいたします。
		続きまして、議案第19号上里町教育委員会行事の後援に関する規定について、事務局からご説明お願いいたします。
	学校教育課長補佐	議案第19号、上里町教育委員会行事の後援に関する規定についてご説明申し上げます。
		提案理由でございますが、上里町教育委員会が行事を後援することに関し、必要事項を提示する為、本案を提示するものでございます。概要及び内容についてご説明申し上げます。初めに概要でございますが、上里町教育委員会が展覧会・講演会・研究会・評議会等の集会又は催し物の開催趣旨に賛同した場合に名義使用を承認する基準並びに手続きを明確にするものでございます。続きまして内容でございます。まず第1条では趣旨を、第2条では用語の定義を定めております。第3条では、第1項で後援承認の基準を、第2項では後援不承認の基準を定めています。第4条では後援を必要とする場合の申請方法を定めております。第5条では申請に対する承認及び不承認の通知を、第6条では承認の取り消しを定めております。

会		第7条では利用終了後の実施報告を行う旨を定めております。第8条では規定に定めのない事項の取り扱いを定めております。附則第1条では、施行日を定めており、公示の日から施行するものとしております。附則第2条では、経過措置を定めており、施行以前の申請は従前の例によるものとしてございます。
		以上で、上里町教育員会行事の後援に関する規定についての提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決議賜りますようお願いいたします。
議	委員長	いろいろな団体から後援申請があった場合、事務局による承認を教育委員会で報告頂いておりましたが、規定として定めたということでしょうか。
	学校教育課長	町の行事の後援に関する規定は既にございましたので、町との整合性を図る為、整理をさせていただきました。
進	清委員	添付の様式は既にあったものですか。
	学校教育課長補佐	「取消決定通知」以外は既にございましたが、取り消し通知を作る必要が生じたため、この度全体的に整備した方がよいと判断し、提案させていただきました。
行	教育長	町の後援行事と教育委員会の後援行事では異質な面があるので、きちんと審査をしないといけない所がある。
		< 質疑応答 >
状	学校教育課長	ご承認いただければ、HPに掲載し、申請者の利用勝手を向上させます。
	委員長	ただいま事務局の説明通り承認してよろしいでしょうか。
		< 承認 >
	委員長	本日の議案につきましては以上となりますが、その他何かございますか。

	委員長	次に教育長報告になります。教育長お願いいたします。
会	教育長	北部教育事務所からの資料を添付させて頂きました。
		< 資料に基づき補足説明 >
議		熊本震災についてもお話がありました。
		熊本の子供たちの精神的あるいは身体的な問題があるという
進		現状と熊本の知事会から全国の知事会へ養護教諭の派遣依頼があり、埼玉県においても派遣をしたとの副部長からの報告がありました。
		所長の方から、全国学力学習状況調査の結果を活用しなくてはならないが文部科学大臣がある新聞の中で、過去問の活用についてという事で授業の中で過去問を使って成績アップをねらうのはいかなものかと批判しておりましたが、文科省としては大臣の単独の発言であり、そのような考えはないとのこと。どんどん活用してもらって問題ないとのこと。各教職員に対して、自信を持って今まで通りうまく活用して学力向上に結び付けてほしいと伝えたい。過去問を授業改善に上手く利用してほしい。4月19日に終了した学力学習状況調査を自己採点をさせて、昨年度との比較をしました。昨年よりも一部を除いて正答率が上がった点があった。思考力・判断力が必要な所が伸びている。単純な問題が伸びていないので、その点について学習方法 家庭学習をもう少しさせなきゃかなと見えてきました。学校訪問しますと、家庭学習ノートが学級によると教室の後ろ側に積んであると思います。訪問した際はその学習ノートを見て頂きたい。学習ノートの使用について各学校により違いがあり、今後の課題として、量だけでなく質についても考えなくてはならないのかなと思います。
行		昨年お話したかと思いますが、管理職選考試験がまもなくスタートします。上里のなかでも数人ございます。教頭の受験者が少ないので、どうやって受験者を増やすかが今後の課題だと思います。何かいい案がございましたらご意見いただければと思います。以上です。
状		
況	委員長	教育長からの報告でございましたが、何かご質問等ございますか
		< 質疑なし >

